

一般社団法人ロボカップジュニア・ジャパン 定 款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人ロボカップジュニア・ジャパンと称する。英文では
The RoboCupJunior Japan Association と表示する。

(目的)

第2条 当法人は、次世代を担うジュニアに対し、ロボットを通じて「ものづくり」の重要性や知的好奇心を抱かせるとともに、人間としてのコミュニケーション力と協調性を培うことを目的とする。またロボカップジュニアの活動を通じて広く日本の教育に貢献するものとする。

(事業の内容)

第3条 当法人は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) ロボットを中心とした科学教育の普及および啓発
 - (2) ロボットに関する教育セミナーの開催
 - (3) ロボット競技会の開催
 - (4) 国内外のロボット関連団体との協力、交流事業
 - (5) その他、当法人の目的を達成するための有意義かつ必要な事業
2. 当法人は、次の収益事業を行う。
- (1) 前項に関する教材の製作・販売
 - (2) 前項に関する物品の販売
3. 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は第1項に掲げる事業に充てるものとする。

(主たる事務所の所在地)

第4条 当法人は、主たる事務所を大阪府大阪市に置く。

(公告)

第5条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告が出来ない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 会 員

(種別)

第6条 当法人の会員は、下記の4種とし、正会員をもって一般社団法人法(以下「一般法人法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の趣旨に賛同して入会した20歳以上の個人
- (2) ジュニア個人会員 この法人の趣旨に賛同して入会した19歳までの個人
- (3) ジュニア団体会員 この法人の趣旨に賛同して入会した教育団体
- (4) 法人会員 この法人の趣旨に賛同して入会した企業、団体

(入会)

第7条 当法人の目的に賛同し、活動に参加し、または、当法人の活動を支援する者であり、会員となるための特別な資格は設けない。

- 2 会員となるには、当法人所定の申込用紙にて代表理事に申し込み、理事会の承認を受けるものとする。

(経費等の負担)

第8条 会員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払うものとする。

- 2 会員は、総会において別に定める入会金および会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第9条 会員は、次の各号の一に該当する場合は、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は解散したとき。
- (4) 会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、当法人が定める退会届を提出し、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 当法人の会員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をしたとき、又は会員としての義務に反したときは、「一般法人法」第49条第2項に定める会員総会の特別決議によりその会員を除名することができる。

2. 前項の規定により会員を除名する場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会をあたえなければならない。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費は返還しない。

(会員名簿)

第13条 当法人は、会員の氏名又は名称および住所、連絡先電話、メールアドレスを記載した会員名簿を作成する。ただし、個人情報保護の観点から、一般に配布することはしない。その必要性がある場合は、理事会の承認を得るものとする。

第3章 総会

(総会)

第14条 当法人の総会は、定時総会と臨時総会とし、定時総会は、毎事業年度の終了後3ヵ月以内に開催し、臨時総会は、必要に応じて開催する。

(総会の構成)

第15条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の機能)

第16条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散および合併
- (3) 事業計画および収支予算ならびにその変更
- (4) 事業報告および収支決算
- (5) 役員を選任または解任、職務および報酬
- (6) 入会金および会費の額
- (7) 借入金（当該事業年度内の収入をもって償還する短期借入れ金は除く。）
- (8) その他運営に関する重要事項

(招集)

第17条 総会の招集は、理事の過半数の決議に基づき代表理事が招集する。ただし、代表理事に事故もしくは支障があるときは、代表理事があらかじめ理事の過半数の承認を得て定めた順位に従い理事がこれに代わるものとする。

- 2 社員総会への招集通知は、会日より7日前までに文書または電子メールをもって通知するものとする。

(決議の方法)

第18条 総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、正会員の議決権の過半数を有する社員が出席し、その出席社員の議決権の過半数をもってこれを行う。なお、可否同数の場合は、議長の決するところによるものとする。

- 2 一般法人法第49条第2項に定める社員総会の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(社員総会の決議の省略)

第19条 理事又は正会員が社員総会の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした場合は、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(議決権)

第20条 正会員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第21条 総会の議長は、出席した正会員の中から選出する。

(議決権の代理行使)

第22条 正会員は、当法人の正会員を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(議事録)

第23条 総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、総会の日から10年間主たる事務所に備え置くこととする。

2. 議事録には、議長およびその総会において選出された議事録署名人2人が署名、捺印しなければならない。

第4章 役員

(員数・配置)

第24条 当法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上10人以内

(2) 監事 2人以内

2. 理事のうちから、理事の互選により、代表理事1名を定める。

3. 代表理事は、理事のうちから、専務理事および常務理事を定めることができる。

(役員を選任)

第25条 理事及び監事は、総会の決議により社員の中から選任する。ただし、必要があると認めるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

2. 代表理事、専務理事および常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

3. 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、または当該役員ならびにその配偶者および3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれてはならないものとする。

4. 一般法人法第20号各号に該当する者は、当法人の役員になることはできない。

5. 監事は、理事または当法人の職員を兼ねることはできない。

(任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事及び監事は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(代表理事・専務理事の職務権限)

第27条 代表理事は、当法人を代表し、当法人の業務を統括する。

2 専務理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるときは、その職務を代行

する。

- 3 専務理事、常務理事は、6 ヶ月に1回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

(解任)

第29条 役員が下記の各号の一つに該当する場合には、総会の決議により、これを解任することができるものとする。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反をはじめ役員としてふさわしくない行為があったとき。

2. 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(役員報酬等)

第30条 役員報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、総会の決議を経て代表理事が別途定める。

第5章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

2. 理事会は、本定款に別に定めるもののほか、下記職務を行う。

- (1) 社員総会の日時、場所ならびに議事に付すべき事項の決定
- (2) 規則の制定、変更および廃止に関する事項
- (3) 前各号に定めるもののほか、当法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 代表理事、専務理事および常務理事の選定および解職

(招集)

第32条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。ただし、理事および監事全員の同意がある場合は、招集の手続きを省略することができる。

2. 代表理事以外の理事は、代表理事に対し、会議の目的である事項を示して、理事会

の招集を請求することができる。

3. 監事は、必要があると認めるときは、代表理事に対し、理事会の招集を請求することができる。
4. 代表理事は、前号の規定による請求があったときは、速やかに理事会を招集しなければならない。
5. 理事会を招集するときは、日時、場所および審議事項を記載した電子メール又は書面をもって、少なくとも5日前までに通知するものとする。
6. 理事会の議長は、代表理事がその任にあたるものとするが、代表理事に支障がある場合は、専務理事がその任を代行する。

(決議)

第33条 理事会の決議は、本定款に定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数を持って行う。

2. やむを得ず出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。
3. 必要に応じて、理事会は電子メールにて開催することができる。

(議事録)

第34条 理事会の議事内容は、法令で定めるところにより、議事録を作成する。なお、出席した理事の中から2名の理事が署名、捺印するものとする。

第6章 委員会

第35条 第3条に定める事業活動を推進するため、理事会の議決により、本会に各種委員会を置くことができる。

2. 委員会は、理事会より担当理事を選任し、その管掌にあたらしめる。
3. 委員長は、担当理事を含め各委員の中から選出する。
4. 委員会の構成員は、委員会の活動が円滑に行えるよう労力の提供、作業の分担など、可能な限りの協力を行う。

なお、委員会の活動上、本会会員以外の者の協力を必要とする場合、理事会の議決に基づき、その範囲内において会に参画させることができる。

第7章 基金

(基金の拠出)

第36条 当法人は、社員又は第三者に対し、一般法人法第131条に規定する基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集)

第37条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続きについては、理事会が決定するものとする。

(基金の拠出者の権利)

第38条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還の手続き)

第39条 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時総会における決議を経た後、理事会が決定したところに従って行うものとする。

第8章 会計

(事業年度)

第40条 当法人の事業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第41条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の総会において承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができるものとする。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなすものとする。

(計算書類の備え置き)

第42条 当法人は、各事業年度に係わる計算書類及び事業報告書並びにこれらの付属明細書を、定時総会の日の2週間前から5年間、主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の不分配)

第43条 当法人は、社員に対する剰余金の分配は行わないものとする。

第9章 解散及び清算

(解散の事由)

第44条 当法人は、次に掲げる事由によって解散するものとする。

- (1) 総会の決議
- (2) 正会員が欠けたこと
- (3) 合併（合併により当法人が消滅する場合）
- (4) 破産手続き開始の決定
- (5) 解散を命じる裁判所の決定

(残余財産の帰属)

第45条 当法人が解散(合併または破産による解散を除く)したときに残存する財産は、当法人と類似の目的を有する公益社団法人あるいは国もしくは地方公共団体に帰属するものとする。

第10章 事務局

(事務局の設置)

第46条 当法人に、事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2. 事務局には、事務局長および必要な職員を置く。

(職員の任免)

第47条 事務局長および事務局職員の任免は、代表理事と専務理事が行う。

(組織および運営)

第48条 事務局組織および運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事と専務理事が別に定める。

第11章 雑則

(細則)

第49条 この定款の施行について必要な細則は、理事全員の承諾を経て、代表理事が定めるものとする。

(法令の準拠)

第50条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令によるものとする。

附則

1. この定款は、当法人の成立の日から施行する。
2. 当法人の設立当初の役員は、下記のとおりとする。
3. 当法人の設立当初の理事の任期は、第26条第1項の規定にかかわらず、当法人の成立の日から平成27年3月31日までとする。
4. 当法人の設立当初の事業計画および収支予算は、第40条第1項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

設立当初の役員は下記のとおりである。

代表理事	高橋 友一
理 事	今井 俊二
同	北原 達正
同	島谷 太
同	中島 晃芳
同	野村 泰朗
同	高橋 友一
同	玉島 琢巳
同	平光 宗基
同	松原 仁
監 事	金田 忠裕
同	蟬 正敏

当法人の設立時社員は下記のとおりである。

設立時社員

北原 達正

大津市大石東三丁目1-1-15号

玉島 琢巳

兵庫県豊岡市下陰2-4番地の2 ダイドーマンション301号

前田 正久

大阪府茨木市南春日丘五丁目2番6号の8

以上、一般社団法人ロボカップジュニア・ジャパン設立のため、この定款を作成し
設立時社員が次に記名押印する。

平成25年12月17日

設立時社員 北原 達正

設立時社員 玉島 琢巳

設立時社員 前田 正久

当法人の現行定款に相違ないことを証明します

一般社団法人ロボカップジュニア・ジャパン

代表理事 高橋 友一